羽曳野市民活動推進検討会議設置要綱

(設置)

第 1 条 市民の自主的かつ自立的な市民活動の促進に向けた支援及びその環境の整備、並びに市民活動と行政との協働の推進について広く意見を求めるために羽曳野市民活動推進検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(任務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提言する。

- (1)市民活動の促進のあり方
- (2)市民活動と行政の協働のあり方
- (3)前2号に掲げる事項のほか、必要な事項

(構成)

第3条 検討会議は、委員30名以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1)市民代表
- (2)学識経験を有する者
- (3)前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による提言をしたときまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 検討会議に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長及び副座長の任期は、委員の任期とする。
- 3 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、座長が招集する。

- 2 検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 座長は、会議における議論の参考に供するため必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。

(部会)

- 第7条 検討会議においては、第2条各号に掲げる事項を検討するに当たり、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会の委員は、検討会議委員の中から座長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、座長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を主宰し、部会における検討の状況及び結果を検討会議に報告するものとする。
- 5 部会は、部会長が招集する。

(事務局)

第8条 検討会議の事務局は、市民人権部自治振興課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、座長が検討会議に諮った上で定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。